第二一類　各種の調製食料品

２１０１．１１―２１０１．２０	ＣＣ	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第一〇類の非原産材料の重量が産品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。
２１０１．３０	ＣＣ（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）	
麦茶		
その他の産品	ＣＣ	ＣＴＨ
２１０２．１０―２１０３．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
２１０３．２０	ＣＣ（第〇七・〇二項及び第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）	
２１０３．３０	ＣＴＳＨ。ただし、非原産であるマスタードの粉は、使用することができる。	
２１０３．９０	ＣＴＳＨ	
２１０４．０	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
２１０５．０	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
２１０６．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

２２０１．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０１．９０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０２．９０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０３．００	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０４．２１	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０４．２９	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０５．００	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０６．００	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０７．１０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０７．２０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０８．２０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０８．３０―２２０８．４０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０８．５０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０８．６０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０８．７０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０８．９０	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２２０９．００	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
２３０１．２０	ＣＣ	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第一〇類の非原産材料の重量が産品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０２．３０―２３０３．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０３．３０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０３．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０４．００	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０５．００	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．３０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．４０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．５０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．６０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０７．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０７．２０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０７．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０８．００	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０９．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０９．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

２３０１．２０	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第一〇類の非原産材料の重量が産品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０２．１０―２３０２．３０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０３．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０３．２０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０３．３０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０３．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０４．００	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０５．００	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．３０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．４０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．５０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．６０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０６．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０７．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０７．２０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０７．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０８．００	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０９．１０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２３０９．９０	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額がＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

２４０１．２０	ＣＣ	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
２４０１．３０	ＣＣ	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第二四類の非原産材料の重量が産品の重量の三十パーセントを超えないことを条件とする。
２４０２．１０―２４０２．９０	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ三十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ七十パーセント（ＦＯＢ）	
２４０３．１０	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ七十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ三十五パーセント（ＦＯＢ）	
２４０３．９０	ＣＴＨ	

第五部　鉱物性生産品

部注　この部における加工についての各規則については、附属書三―Ａ注釈五を参照すること。

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

２５０１．００	ＣＴＨ	
２５０２．００―２５０５．３０	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ七十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ三十五パーセント（ＦＯＢ）	

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

２６０１．００―２６０１．２１	ＣＴＨ	